（環境省総合環境政策局環境経済課環境教育推進室長）環境技官　宮澤　俊輔
農林水産技官（林野庁森林整備部整備課付）に転任させる
（林野庁森林整備部整備課長）農林水産技官　肥後　賢輔
辞職を承認する（以上七月一日）
（大臣官房審議官）農林水産事務官　宮原　章人
林野庁次長に昇任させる
（林野庁森林整備部計画課長）農林水産技官　本郷　浩二
林野庁森林整備部長に昇任させる
（林野庁森林整備部長）同　古久保英嗣
北海道森林管理局長に配置換する
（林野庁森林整備部治山課長）同　黒川　正美
東北森林管理局長に昇任させる
（水産庁資源管理部長）農林水産事務官　須藤　徳之
関東森林管理局長に転任させる
（大臣官房政策課調査官）同　吉田　誠
林野庁林政部経営課長に昇任させる
（環境省自然環境局国立公園課長）環境技官　桂川　裕樹
農林水産技官（林野庁森林整備部計画課長）に転任させる
（林野庁国有林野部管理課福利厚生室長）農林水産技官　新島　俊哉
林野庁森林整備部整備課長に昇任させる
（関東森林管理局森林整備部長）同　川野　康朗
林野庁森林整備部治山課長に配置換する
（関東森林管理局計画保全部長）同　池田　直弥
林野庁森林整備部研究指導課長に配置換する
（林野庁森林整備部整備課造林間伐対策室長）同　今泉　裕治
林野庁森林整備部森林利用課山村振興・緑化推進室長に配置換する
（林野庁森林整備部整備課付）同　宮澤　俊輔
林野庁森林整備部整備課造林間伐対策室長に配置換する
（林野庁国有林野部管理課管理官）同　廣田　真人
林野庁国有林野部管理課福利厚生室長に配置換する
（中部森林管理局総務企画部長）農林水産事務官　木村　大助
農林水産技官（林野庁国有林野部管理課管理官）に配置換する
（林野庁森林整備部研究指導課森林保護対策室長）農林水産技官　寺川　仁
関東森林管理局計画保全部長に配置換する
（近畿中国森林管理局計画保全部長）同　木暮　甲吉
関東森林管理局森林整備部長に配置換する
（林野庁国有林野部管理課付）同　高信　好彦
農林水産事務官（中部森林管理局総務企画部長）に昇任させる
（林野庁森林整備部治山課保安林調整官）同　飯田　喜章
近畿中国森林管理局計画保全部長に昇任させる
（北海道森林管理局長）同　津元　賴光
林野庁付に配置換する
（独立行政法人森林総合研究所総括審議役）　森田　一行
農林水産技官（林野庁森林整備部研究指導課付）に採用する
（林野庁林政部経営課長）農林水産事務官　松原　明紀
厚生労働省に出向させる
（林野庁森林整備部研究指導課長）農林水産技官　徳丸　久衛
環境省に出向させる
（関東森林管理局長）農林水産事務官　岡田　憲和
（林野庁森林整備部森林利用課山村振興・緑化推進室長）同　八百屋市男
農林水産省に出向させる（各通）
（林野庁次長）同　篠田　幸昌
（東北森林管理局長）農林水産技官　矢部　三雄
辞職を承認する（各通）（以上七月二日）

水　産　庁

（大臣官房秘書課長）農林水産事務官　枝元　真徹
水産庁資源管理部長に昇任させる
（水産庁資源管理部長）同　須藤　徳之
林野庁に出向させる（以上七月二日）

皇室事項

認証官任命式

七月八日午後五時三十分、宮中において、高等裁判所長官岡田雄一の認証官任命式が行われた。

行幸

天皇陛下は、七月六日午後五時四十三分御出門、「魚類の系統と多様性に関する国際シンポジウム」懇親会に御出席のため、国立科学博物館（台東区）へ行幸、同八時三十三分還幸になった。

行幸啓

天皇皇后両陛下は、東日本大震災に伴う被災地を御訪問のため、七月四日午前九時四十九分御出門、岩手県へ行幸啓、同月五日午後八時二十一分還幸啓になった。

天皇皇后両陛下は、七月七日午後一時四十六分御出門、学習院ＯＢ管弦楽団　第六十七回定期演奏会を御鑑賞のため、東京芸術劇場（豊島区）へ行幸啓、同三時二十三分還幸啓になった。

天皇皇后両陛下は、七月八日午前十時八分御出門、第六十九回日本芸術院授賞式に御臨席のため、日本芸術院会館（台東区）へ行幸啓、同十一時三十九分還幸啓になった。

官庁報告

官庁事項

中国地方整備局公示

一級河川高梁川水系高梁川で河川法（昭和39年法律第167号）第75条第３項の規定に基づき除却・保管した工作物について、当該工作物の所有者、占有者その他工作物について権原を有する者（以下「所有者等」という。）に対し、当該工作物を返還するため、河川法施行令第39条の３第１項第２号の規定に基づき公示する。

平成25年７月11日

中国地方整備局長　戸田　和彦

１　保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量

①小型船舶（ＦＲＰ製）　１隻
小型船舶（木船）　２隻
②小型船舶（ＦＲＰ製）　１隻
③小型船舶（ＦＲＰ製）　１隻

２　保管した工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日時

(1)　保管した工作物の放置されていた場所
①岡山県倉敷市玉島上成地先
②岡山県倉敷市片島町地先
③岡山県倉敷市船穂町水江地先

(2)　当該工作物を除却した日時
①平成25年６月11日午前９時
②平成25年６月10日午前９時
③平成25年６月10日午前９時

３　当該工作物の保管を始めた日時及び保管場所

(1)　当該工作物の保管を始めた日時
①平成25年６月11日午後５時
②平成25年６月10日午後５時
③平成25年６月10日午後５時

(2)　保管場所　岡山県倉敷市西阿知町西原793番地　国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所高梁川出張所

４　保管した工作物を返還するため必要と認められる事項　当該工作物の返還を受けるべき所有者等であることを証明する書類を提示し、当該工作物の除却、保管及びその他措置に要した費用を負担すること。

５　問い合わせ先　岡山市北区鹿田町２丁目４番36号　国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所占用調整課　電話086―223―5193

法　務

再審による無罪判決の公示

渡辺勝（自動車運転手、昭和五六年四月二〇日生）に対して「平成二三年一一月一八日宇都宮市板戸町一〇九一番地付近道路において、指定最高速度を二三キロメートル超えて中型貨物自動車を運転した」との事実につき、略式命令（罰金七万円）が確定していたが、再審の結果犯罪の証明がなかったので、平成二五年五月二〇日無罪の言渡しをした。

越谷簡易裁判所

労　働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

今般、富山労働局の関係事業主を代表する者深浦能生の辞任の申し出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第２項の規定に基づき、補欠の関係事業主を代表する者を指名したいので、資格ある事業主団体は、下記により関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成25年７月11日

厚生労働大臣　田村　憲久